

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第211回国会】令和5年5月10日（水）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（内閣提出第22号）
  - ・永岡文部科学大臣、高見法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・宮本岳志君（共産）が討論を行いました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
  - ・中村裕之君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、森山浩行君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）  
（質疑者）中川正春君（立憲）、吉川元君（立憲）、白石洋一君（立憲）、高橋英明君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 中川正春君（立憲）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について

- ア 法律案の目的
- イ 日本語教育機関の認定制度の体系
- ウ 日本語教育機関の教育課程の類型に基づく認定制度の必要性
- エ 在留外国人への日本語学習の動機付けのための方策についての文部科学省の見解
- オ 本法案を踏まえた各省庁における日本語教育政策の方向性

## 吉川元君（立憲）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について

- ア 2021年から2022年にかけてのコロナ禍における日本語教育機関の数及び日本語学校の日本語教師数の推移
- イ 感染症発生時の入国制限と留学生の受入れについての検討状況
- ウ 日本語教師養成機関の課程修了者が日本語教師関連の職に就かない理由
- エ 非常勤が多い日本語教師の処遇の現状及び処遇改善についての永岡文部科学大臣の見解
- オ 授業コマ数を基準にした給与の支払いは日本語教師の処遇改善に繋がらないとする指摘に対する見解
- カ 法務省告示校において日本語教師に労働条件通知書を交付する義務の確認
- キ 厚生労働省と連携して文部科学省が日本語教師の労働環境について調査する必要性
- ク 現職日本語教師のための経過措置を議論する会議体に現職教員を含める必要性
- ケ 現職日本語教師における登録日本語教員の資格取得について負担を軽減する必要性

## 白石洋一君（立憲）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について

- ア 地方で日本語教師を確保するための政府の具体的な取組
- イ 地域の課題やニーズを共有するための日本語教育機関、地方公共団体及び経済団体等のネットワ

- ークを構築するために行う具体的な取組
- ウ ア、イの他、日本語教師を確保するための取組
- エ 日本語教育機関等と日本語教育を行っている大学との接点が高くなることから、法務省の所管している日本語教育を文部科学省に移管することの意義ではないかとの意見に対する見解
- オ 日本語教育機関に対する運営費交付金を設けるべきとの意見に対する見解
- カ 日本語教師の待遇改善のために運営費交付金を設けることを検討する必要性
- キ 日本語教育機関の運営に対して、助成措置を講じることに慎重な理由
- ク 入国前の技能実習生に対する基礎的な日本語及び日本での生活に関する講習への取組
- ケ 日本語教師を派遣する等、国が入国前の技能実習生の日本語教育を政策的に支援する必要性
- コ 入国後の技能実習生に対する日本語教育の講習時間の基準等の整備の必要性及び講習等に係る費用を国が支援する必要性
- サ 技能実習生等で入国した外国籍の夫婦が日本で出産した子供の帰化申請に対する審査の在り方

### 高橋英明君（維新）

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
  - ア 本法律案の提出に至るまでの経緯
  - イ 本法律案により不適格な日本語教育機関が区別されることの確認
  - ウ 認定日本語教育機関について
    - a 対象となる生徒及び年齢
    - b 現状の日本語教育機関の授業料
    - c 子供の受入れは想定していないことの確認
    - d 認定への更新制採用の有無
    - e 定期報告の具体的な内容
    - f 定期報告について国がしっかりと関与する必要性
    - g 定期報告の際に決算書を求める必要性
    - h 認定基準の公表予定
    - i 認定制度導入による生徒のメリット
  - エ 登録日本語教員について
    - a 新たな資格制度を設けることで教師不足になる可能性
    - b 文部科学省が想定する日本語学習者の適正人数
    - c 具体的な活躍の場
    - d 日本語教育機関及び企業における日本語教師の平均給与
    - e 日本語教師の処遇改善に向けた今後の文部科学省の取組
    - f 外国人の子供が多い地域において国が登録日本語教員の給与を保障すべきという意見に対する永岡文部科学大臣の見解
    - g 外国人の子供に対する日本語教育の取組に関する永岡文部科学大臣の所見
    - h 登録日本語教員の資格を取得するメリット
    - i 登録日本語教員のリストの公表予定
- (2) 日本語教室空白地域について
  - ア 日本語教室空白地域解消に向けた取組
  - イ 日本語のオンライン学習について
    - a 補助金の有無
    - b 株式会社が運営する日本語教育機関も補助の対象になることの確認

**西岡秀子君（国民）**

- (1) 生成型A I、チャットG P Tの活用について
  - ア 文部科学省の活用方針
  - イ 教育現場における学習活動に対する影響及び活用に向けたルールの検討状況
- (2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
  - ア 我が国の日本語教育の現状に対する永岡文部科学大臣の認識
  - イ 文部科学省への所管の変更も含めた本法律案提出に至る背景及び経緯
  - ウ 日本語教師の量的な人員確保に関する本法律案における対応
  - エ 一定の要件を満たす現職日本語教師の登録日本語教員への円滑な移行について、基準や要件を明確にする必要性及び経過措置の内容
  - オ ボランティアに依存している日本語教育の現状についての文化庁の認識
  - カ 新たな制度におけるボランティアとして活躍する日本語教師の位置づけ及びその処遇改善による日本語教育の持続可能な体制の構築についての方針
  - キ 登録日本語教員という国家資格の付与による日本語教師の待遇改善の方針
  - ク 外国籍の児童の日本語教育の環境整備に係る自治体、学校、地域社会及び日本語教師等の連携についての方針
  - ケ 学校教育現場における登録日本語教員の活用の方針
  - コ 外国籍の児童生徒の生活面の指導等における母国語の支援状況及び今後の方針
  - サ 在外教育施設に通う日本人児童生徒の指導に対する登録日本語教員の活用等の方針
  - シ 海外における日本語振興についての方針
  - ス 日本語教育の地域間格差の現状及びその解消へ向けた支援方針
  - セ 日本語教育におけるI C T教材及びオンラインの活用が日本に在住する外国人の総合的なセーフティーネットワークの構築につながるとの意見に対する文化庁の見解
  - ソ 日本語教師の役割に対する社会の認識を変革し、専門人材としてのキャリア形成を明確にする必要性
  - タ 複数言語による学習環境に関する基本的な情報の公表が日本語教育機関の設置者に義務付けられていない理由及び義務付けの必要性に対する文化庁の見解

**宮本岳志君（共産）**

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
  - ア 一部の悪質な日本語学校について
    - a 日本語学校において、留学生の不法就労を助長する等の悪質な実態があることについての永岡文部科学大臣の認識
    - b 現在の法務省告示校の数及びそのうち株式会社又は有限会社の割合
    - c 北海道及び栃木県の日本語学校で起きた出入国管理及び難民認定法違反事案の概要
    - d 悪質な日本語学校を排除、規制する必要性及びこのような現状を事実上放置してきた行政の責任についての出入国在留管理庁の認識
    - e 悪質な実態改善に向けた永岡文部科学大臣の覚悟
    - f 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の報告書において指摘された法務省告示校制度の問題点
    - g 認定日本語教育機関の設置形態についての制限の有無
    - h 日本語教育機関を学校教育法上の学校に位置付ける必要性
  - イ 日本語教師について
    - a 令和3年度における人数及び雇用形態別の割合

- b 20代、30代及び50代以上の割合
  - c 国家資格化するのであれば、大学での養成を原則とする方向に転換し、小・中・高等学校の教員と同程度の処遇を保障する必要性
- (2) 夜間中学について
- ア 教育機会確保法第1条に定められている「目的」の内容
  - イ 教育機会の確保に関する施策は国際人権A規約第13条を踏まえて実施されているものであることの確認
  - ウ 令和2年の国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校である者の人数
  - エ 設置状況
  - オ 外国人生徒に対する教育を支援するための日本語指導に当たる教員配置等の措置状況
  - カ 令和8年までに全ての都道府県及び指定都市に少なくとも1校設置するという目標達成に向けた永岡文部科学大臣の決意